

「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」
推進協議会規約

（設置）

第1条 第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）に基づき、函館市の食育を総合的に推進するため、第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」の普及啓発に関すること。
- (2) 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」の支援体制に関すること。
- (3) 「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員14人以内をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、その選出された団体を退いたときは、委員を辞任したものとする。

（会長および副会長）

第5条 協議会に会長1人および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指

名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見、または説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

1	函館保育協会
2	函館市私立幼稚園協会
3	函館市小学校長会
4	函館市中学校長会
5	北海道高等学校長協会道南支部
6	函館市栄養教育研究会
7	函館市PTA連合会
8	函館市子育て支援ネットワーク
9	函館市食生活改善協議会
10	北海道歯科衛生士会函館支部
11	北海道栄養士会函館支部
12	函館食品衛生協会
13	函館市亀田農業協同組合
14	南かやべ漁業協同組合